

特別区民税・都民税減免申請にかかる不適切な事務処理について

令和元年度における特別区民税・都民税減免申請において、一部の還付手続きが完了していなかったことが判明したので報告する。

1 概要

令和元年度に発生した台風19号の被災における特別区民税・都民税減免申請の還付手続きの一部について、令和2年に区民からの問い合わせにより職員が処理を怠り完了していなかったことが判明した。その後の調査により、全体で15件の申請手続きが完了していないことが判明し、そのうち減免に該当する区民への手続きを行い還付した。

区では、改めて台風19号において罹災証明書を発行した対象者（691件）について全件調査を実施したが、他に同様の事例はなかった。

2 還付件数と金額

全体15件の内、未納等の理由により還付対象外となった5件を除いた還付の内訳は以下のとおり

- (1) 令和2年度に判明した件数：2件、税額296,600円（令和2年度中に還付済み）
※ 2件の内、還付加算金該当は1件で1,900円
- (2) 令和3年度に判明した件数：8件、税額571,300円
※ 8件の内、還付加算金該当は4件で還付加算金の総額は8,200円

3 区民への対応

該当した区民にお詫びさせていただくとともに還付手続きをした。

4 今後の対応

申請情報及びその処理の進捗について、処理漏れのないよう電子データによる職員間の相互確認を徹底し、適正な事務の執行に努めるとともに再発防止の徹底を図る。

【経緯】

令和元年10月15日 台風19号被害の発生に伴う特別区民税・都民税減免申請の受付を開始し、令和2年5月末まで受け付けた。

令和2年10月29日 申請者からの問い合わせにより、職員が手続きを怠っていた申請が2件あることが判明した。ご本人に謝罪のうえ還付した。再発防止のためにフォルダを一元管理とする改善を行った。

令和3年4月～ 事故防止の観点から、事務処理の進捗をデータ管理する方式に変更するなど、事務改善を図った。

令和3年8月19日 減免手続きが完結していない令和元年度当時の申請がほかにも有ることが判明したため、追加調査を開始した。

令和3年10月25日 調査の結果、新たに判明した13件の未処理の申請について対象となる方に謝罪をした。

令和3年10月29日～10月31日

区が令和元年度当時に発行した罹災証明書全件(691件)について、改めて調査を徹底し、同様の事例が他に無いことを確認した。

令和3年11月1日 13件の未処理の申請の内、未納等の理由により還付対象外となった5件を除く8件について、全ての還付手続きを完了した。

【参考件数】

- 1 り災証明書発行件数 691件
- 2 特別区民税・都民税減免申請 119件
(申請期間：令和元年10月15日から令和2年5月31日まで)
- 3 上記119件のうち令和元年度に処理を中断していた総件数 15件
- 4 その後の取扱内訳

判明した 年度	15件の 申請内訳	取下	許可				許可件数の内 還付加算金	
			納付済（還付税額）		未納		件数	金額
	件数	件数	件数	金額	件数	金額		
令和2年度	2件	0件	2件	296,600円	0件	0円	1件	1,900円
令和3年度	13件	3件	8件	571,300円	2件	83,500円	4件	8,200円